

返戻金制度について

東京都中央区築地三丁目 15 番 1 号
築地本願寺第 1 伝道会館内
会 館 開 発 株 式 会 社
許可番号 13-ユ-312711

当社は下記のとおり、返戻金制度を設けております。

記

当社の職業紹介により入社した求職者について、その責めに帰すべき事由により退職した場合には、当社は求人者から受け取った報酬を以下の割合で返戻するものとする。

- ・勤務開始後 1 ヶ月以内に退職した場合、80%
- ・勤務開始後 3 ヶ月以内に退職した場合、50%
- ・勤務開始後 6 ヶ月以内に退職した場合、20%

なお、当社の事由に起因する退職、求人者の津堂による解雇もしくは当該採用者の死亡等、不測の事態による退職の場合、上記の返戻は適用されない。

以上